



# 大阪ガスからののお知らせ

平素より大阪ガスをご愛顧いただきありがとうございます。  
2021年10月に経過措置料金規制が解除されることとなったことを受け、一般料金の供給条件を定める「一般ガス供給約款」と「基本約款」および「個別約款」を、下記の通り変更いたします。

なお、**今回の約款変更では、料金表は変更いたしません。**  
**ご契約をご継続される場合は、お手続きは不要です。**

## 変更のポイント

「一般ガス供給約款」を、「基本約款」と「個別約款（一般料金契約）」に改編します。

主な変更点は以下に記載の通りです。

※料金表は変更いたしません。

変更実施日：2021年10月1日

## 主な変更内容

項目	変更内容
①内管工事（ガス工事）	内管工事は原則、ガス導管事業者が実施するものであるため、関係する規定を削除します。
②書面交付義務	ガス事業法に基づく契約締結時および契約締結後の書面交付義務について規定します。
③承諾の限界	料金のお支払いが確認できない等の理由により、お客さまのお申込みを承諾できない場合について規定します。
④供給停止	支払期限日経過後に、供給停止15日前と5日前に予告を行った上で供給停止を実施する旨を規定します。
⑤変更時の取扱い	約款を変更することがある旨、その適用時期、公表方法（当社ホームページに掲載）および供給条件の説明方法（変更しようとする事項のみを、書面の交付やインターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法で説明）を規定します。 変更後の約款に異議がある場合、お客さまは解約することができる旨を規定します。
⑥反社会的勢力の排除	反社会的勢力の排除に関する規定を追加します。
⑦合意管轄	大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定します。

※⑥は運用の明確化を目的として、現行の基本約款に新たに記載します。

**ご契約をご継続される場合は、お手続きは不要です。**

変更内容にご承諾いただけない場合は2021年9月末日までに当社にご連絡ください。（解約の手続きを取らせていただきます。）

## ☑ ガス小売の全面自由化と経過措置料金規制について

ガス事業法の改正に伴い、平成29年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施され、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができるようになりました\*。

当社の一般料金には、料金などに対する規制が継続することとされていましたが、2021年10月より、その規制が解除されることとなりました。これまで当社は、一般ガス供給約款について経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。

\*当社供給区域におけるお客さまが、当社を含まないずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しなかった場合の供給条件として、最終保障供給約款が設定されます。（ガス事業法第51条）

今後もお客さまに大阪ガスをお選びいただけるような商品・サービスの拡充に努めてまいります。引き続き大阪ガスをご愛顧くださいますようお願いいたします。

## 「一般料金」料金表（変更なし）

（税込）

料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金（1ヶ月につき）	基準単位料金（1m <sup>3</sup> につき）
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	174円81銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,364円81銭	144円52銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,635円74銭	139円10銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	2,074円72銭	134円71銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	3,506円75銭	127円55銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	3,834円72銭	126円62銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1000m <sup>3</sup> まで	6,981円94銭	120円32銭
H	1000m <sup>3</sup> をこえる場合	7,307円87銭	120円00銭

● 上記は2021年5月時点の料金表です。今回の約款変更では、料金表の変更はありません。

● 単位料金は、原料費調整制度により毎月変更されます。